

いじめ事案発生時の対応

毎月のきずなアンケート
担任等の見聞き
スクールカウンセラーからの情報提供



担任や学年部、養護教諭等からの聞き取り
および事実確認

軽度のいじめ



その場で解決



学年部・生徒指導部に報告



管理職に報告



経過観察

中度のいじめ



生徒指導主任・管理職と相談して対応を協議



双方からもう一度事実確認を生徒指導部を交えて実施



その後謝罪・指導等を済ませ管理職に報告



家庭連絡



経過観察

重大ないじめ



いじめ防止等対策委員会を開き情報共有し対応を協議



複数体制での聞き取り事実確認



その後謝罪・指導等を済ませ管理職に報告



家庭連絡をし、必要であれば保護者間の謝罪の場を作る



経過観察